

聖籠町告示第三号

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町高齢者応援手当支給事業実施要綱（平成二十一年聖籠町告示第一一三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四月一日現在」を「手当を支給する年度の四月一日において」に改め、同項第二号中「当該年度末までに」を「手当を支給する年度の十一月三十日において、」に、「となる」を「である」に改める。

第五条第一項中「一年度一万二千元」を「次の表の上欄に掲げる支給対象が支払う介護保険料の段階区分（聖籠町介護保険条例（平成十二年聖籠町条例第二号）第七条各号に掲げる第一号被保険者の区分をいう。）に応じ、同表下欄に掲げる額」に改め、同項に次の表を加える。

介護保険料の段階区分	支給額
第一段階（第七条第一号）	三千元
第二段階（第七条第二号）	三千元
第三段階（第七条第三号）	四千五百円
第四段階（第七条第四号）	六千円
第五段階（第七条第五号）	七千五百円
第六段階（第七条第六号）	九千円

第五条第二項中「十二月」を「一月」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成二十六年一月一日から適用する。